

採用候補者の皆さまへ

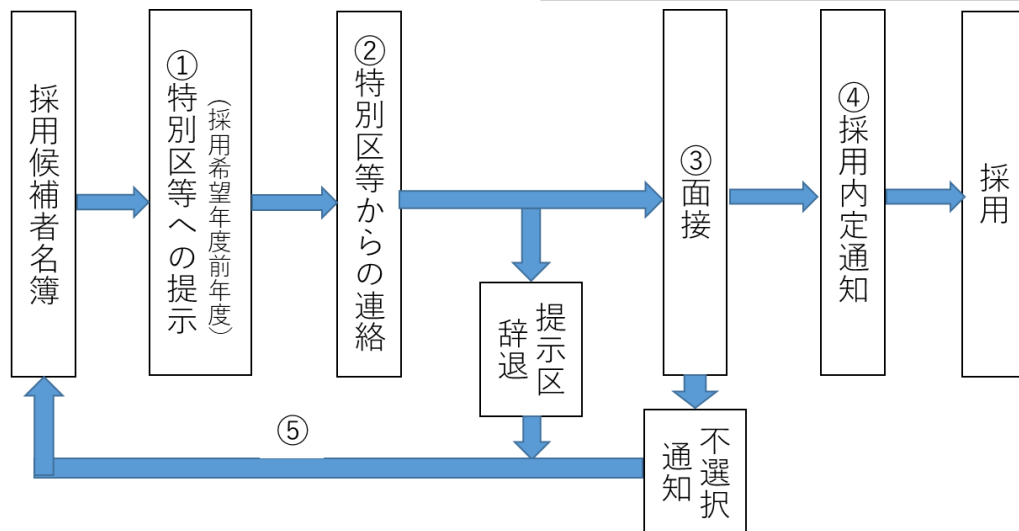
この度は、特別区職員採用試験を受験していただき、ありがとうございました。

今回特別区職員採用試験に最終合格された皆さまは、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）の採用候補者となり、特別区人事委員会が作成する「採用候補者名簿」に登載されます。今後、特別区等は「採用候補者名簿」の中から採用予定者を決定します。

今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

※最終結果通知は令和6年12月5日(木)午後5時までに
ダウンロード・保存してください。

1 今後の流れ



- ① 特別区人事委員会は、特別区等からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高点順に提示します※¹。その際、原則として採用候補者の希望区等※²を考慮し提示します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できないこともあります。

提示先の特別区等（以下「提示区」という。）に対しては、採用候補者の希望区情報及び履歴書データ（1次試験合格後に入力したもの）を提供します。

※1 提示は、受験申込時に選択いただいた採用希望年度の前年度に行います。

（例：令和8年度採用希望の場合、令和7年度に提示します。）

採用希望年度を変更する場合は、後述4④の注意事項をご確認の上、「採用希望年度変更届」を提出してください。

※2 希望区について、今年度中の変更は一切できません。

ただし、採用が翌々年度・翌々翌年度となる場合は、翌年度以降のI類採用試験【春試験】の申込期間中において各年度1度だけ変更を認めます。（※江戸川区に関わる変更は不可。）

後述4⑤の注意事項をご確認の上、「希望区変更届」を提出してください。

- ② 提示区から面接の連絡（電話・メール等）があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、提示区の人事担当にお知らせください。

※応答のない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

※提示区から連絡する際は、1次試験合格後に入力いただいた電話番号・メールアドレス等を使用いたします。

※提示区を辞退する場合は、後述4②の注意事項をご確認の上、「提示区辞退届」を提出してください。

- ③ 提示区で、面接を行います。提示区の人事担当の指示に従ってください。

※面接の方法は、提示区によって異なります。

- ④ 面接の結果、採用内定となった場合は、提示区からその旨の連絡があります。それ以降は、内定を受けた提示区の指示に従ってください。

採用の時期は、原則として提示年度の翌年度4月1日です。

- ⑤
- ・採用内定が得られなかった場合（不選択）
 - ・提示区を辞退した場合（提示区辞退）

再び①特別区等への提示から③面接までの流れを繰り返します。

ただし、欠員状況によっては提示がされず、その結果、採用されない場合もあります。最終合格が採用内定ではないことにご注意ください。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

※採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後3年間です。

※採用希望年度の前年度提示にて選択されず、名簿に登載されている方は、名簿の有効期間内において、その翌年度に引き続いて、欠員状況に応じた提示がされます。原則、提示は後述2に記載の各年度の提示日程に準じて行います。

※次年度以降を含み今後の提示を一切希望しない場合は、後述4①の注意事項をご確認の上、「名簿削除申出書」を提出してください。

2 提示の日程

今年度の特別区等への採用候補者の提示は、下記の日程で全5回を予定しています。ただし、特別区等の欠員状況によっては、2回目以降は提示されず、その結果、翌年度採用されない場合もあります。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

なお、翌年度以降の採用を希望する方の提示日程は、翌年度以降のⅠ類採用試験【春試験】の提示日程と同一になります。提示日程は、翌年度以降のⅠ類採用試験【春試験】に合わせて公表する「採用候補者の皆さまへ」をご確認ください。

《令和6年度Ⅰ類採用試験【秋試験】提示日程》

[1回目]令和6年11月15日 [2回目]令和6年12月3日 [3回目]令和7年1月15日
[4回目]令和7年2月5日 [5回目]令和7年2月20日

3 注意事項

(1) 次の①～④に該当する場合は、それぞれ申出書又は届書を速やかに提出してください（必須）。

① 他団体への就職等によって特別区等に就職する意思がなくなり、採用候補者名簿からの削除を申し出る場合



「名簿削除申出書」

② 他の特別区等への提示を希望等するため連絡を受けた特別区等を辞退する場合



「提示区辞退届」

③ 住所・氏名又は連絡先を変更する（又は変更した）場合



「住所・氏名変更届」

④ 採用希望年度を変更する場合



「採用希望年度変更届」

それぞれ指定様式にて、記入例を参考に必要事項を記入し、封書にて提出してください。

なお、提出先は次の2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

提出先 1 提示区の人事担当
2 特別区人事委員会事務局任用課採用係
※ 必ず両方に同じものを提出してください。

①～④の事由が発生した場合は、
左記の両方に、速やかに書面を
提出してください（必須）。

(2) 次の⑤に該当する場合は、届書を期間内に提出してください（必須）。

⑤ 希望区を変更する場合（採用が翌々年度・翌々翌年度のみ）



「希望区変更届」

指定様式にて、記入例を参考に必要事項を記入し、封書にて提出してください。

提出が可能な期間は、受験年度の翌年度以降（令和7年度以降）のⅠ類採用試験【春試験】の申込期間中です。

なお、提出先は特別区人事委員会事務局任用課採用係です。

(3) 次の①～⑧に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。

- ① 「名簿削除申出書」を提出した場合
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- ⑤ 当該採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ⑥ 当該採用試験の申込み又は当該採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ⑦ 特別区等を辞退した事由が、正当な事由と認められない場合
- ⑧ その他、特別区人事委員会が定める場合

- 4 申出書・届書の作成（登録番号は、登録通知に記載されています。受験番号とは異なります。）
※①～⑤とも指定様式にて記入例を参考に、ご自身で作成のうえ、封書にて提出してください。
※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

① 名簿削除申出書

どの特別区等へも就職の意思がなくなった場合は、速やかに「名簿削除申出書」を提出してください。
申出書には、名簿削除を求める理由（特別区等以外への就職先等）を具体的に記入してください。
なお、この「名簿削除申出書」を提出した場合は、採用候補者名簿から削除され、以後は提示を受ける資格がなくなります。

※名簿削除申出書を提出される場合は、二次元コードか以下のURLからアンケートのご協力をお願いします。

【アンケートURL】

<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/r6msenquete.html>



② 提示区辞退届

連絡を受けた特別区等（提示区）以外への提示を希望する場合は、「提示区辞退届」を提出してください。
この「提示区辞退届」を提出した場合は、次回以降の提示日程により他の特別区等へ提示されます。原則として、1度提示された特別区等に同一名簿上から再度提示されることはありません。

なお、「提示区辞退届」の提出が遅れた場合は次回提示が遅れることがあります。また、欠員状況によってはその後の提示がされず、その結果、採用されない可能性がありますのでご注意ください。

③ 住所・氏名変更届

住所・氏名又は連絡先を変更する（した）場合は、「住所・氏名変更届」を提出してください。

なお、変更（予定）年月日とフリガナ（氏名変更の場合）も忘れずにご記入ください。

④ 採用希望年度変更届

採用希望年度を変更する場合は、第1次試験合格発表日から、最終合格発表後、特別区等の面接実施後に合格の連絡がある前までの期間で申し出ることが可能です。変更を希望する場合は、「採用希望年度変更届」を提出してください。なお、「採用希望年度変更届」の提出が遅れた場合は、次回提示への反映が遅れる場合があります。

⑤ 希望区変更届

希望区の変更を希望する場合は、受験年度の翌年度以降（令和7年度以降）のI類採用試験【春試験】の申込期間中に「希望区変更届」を提出してください。変更ができるのは各年度1度のみです。
1度提示された特別区等について、変更届をもって希望区とした場合でも、原則同一名簿上から再度提示されることはありません。変更に当たっては、各年度の各区・組合の採用予定等について採用年度前年度のI類採用試験【春試験】採用案内をご確認ください。（職種によっては各区・組合の採用予定がなくなる場合があります。）なお、江戸川区から他区・組合及び他区・組合から江戸川区への希望区の変更はできません。

【試験実施に関するアンケートへのご協力をお願いします】

右記の二次元コードか、下記のURLからアクセスし、アンケートにご回答ください。

URL：https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/r6enquete_s.html

（一度ご回答いただいた方は重複して回答されないようご注意ください。）



問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 TEL:03-5210-9787（平日 8:30～17:15）

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。